

第 2 期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画 概要 (案)

第 I 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 平成 30 年 10 月、ギャンブル等依存症対策基本法が施行され、国においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 31 年 4 月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定
- 道では、基本計画を踏まえ、本道の実情に即した体系的なギャンブル等依存症対策を推進するため、令和 2 年 3 月に「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定
- これまでの施策の推進状況や本道におけるギャンブル等依存症の現状と課題を踏まえ、ギャンブル等依存症の発生、進行及び再発の各段階に応じた取組を実施するため、本計画を策定

2 計画の位置付け

ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条の規定に基づき策定

3 計画の期間

令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間

4 北海道の現状

(1) ギャンブル等依存症者(通院及び入院)の推移

- ギャンブル等依存症者は増加傾向にある。

年度	H27	H28	H29	H30	R1
人	132	153	184	199	221

(持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究「NDB 分析」より道作成)

(2) ギャンブル等に関する相談延人数の推移

- 道立精神保健福祉センター、保健所等で受けている相談延べ人数は、H30、R1 は増加したものの R2 は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
人	550	542	760	851	555

(3) ギャンブル等依存症が疑われる方

ギャンブル等依存症が疑われる方の多くは、治療や相談に結びついていないものと考えられる。(国の調査結果(令和 3 年)によると、過去 1 年以内のギャンブル等の経験からギャンブル等依存症が疑われる方は、全国で 2.2% で約 232 万 3 千人と推計。これを本道の成人人口(令和 3 年 1 月現在)に単純にあてはめると、約 9 万 8 千人と推計)

(4) 北海道における公営競技・遊技場の状況

【道営競馬及びばんえい競馬】

- 近年は売上額が増加傾向にあり、令和 3 年の売上額は道営競馬 522 億円、ばんえい競馬 518 億円

【中央競馬 (JRA)】

- 近年は増加傾向にあり、令和 3 年の売得金額は 3 兆 910 億円

【函館競輪】

- 令和 2 年までの売上額はほぼ横ばいだったが、令和 3 年の売上額は増加に転じ 268 億円

【遊技場 (パチンコ・パチスロ等)】

- 令和 3 年の道内の遊技場店舗数は 436 店でピーク時(平成 5 年)の約 5 割、道内の機械設置台数は 185,483 台でピーク時(平成 8 年)の約 7 割

(5) 行政機関（保健所及び市町村、精神保健福祉センター）における相談件数の状況

- 令和2年は、保健所及び市町村の依存症相談件数 3,086 件のうちギャンブル等に関するものが 314 件（約 10.2%）、精神保健福祉センターの依存症相談件数 641 件のうちギャンブル等に関するものが 241 件（約 37.6%）

(3) その他の支援機関の状況

- 道内のギャンブル等依存症に対応できる医療機関数は 37 か所（令和3年4月現在）、専門医療機関は 5 か所（令和2年3月現在）
- 道内のギャンブル等依存症に対応できる回復施設数は 4 か所（札幌市のみ）

- 道内の自助グループ等は、本人のグループ 11 か所、家族のグループ 8 か所の計 19 か所（令和4年6月現在）

- 北海道立消費生活センターや北海道弁護士会連合会等が多重債務などの相談に対応

(4) 北海道の取組状況

①精神保健福祉センターにおける支援

相談支援と治療プログラムの実施、当事者・家族組織の育成・支援、技術支援、調査研究

②保健所における支援（道内 29 か所）

相談支援、普及啓発、その他の支援

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策等の適切な実施と当事者・家族の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

2 国、地方公共団体、酒類関係事業者、道民等の責務

- ギャンブル等依存症対策基本法第5条から9条では、国、地方公共団体、関係事業者、依存症対策に関連する業務に従事する者、国民の責務を規定

3 基本方針

- ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及
- 誰もが相談できる相談窓口と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- ギャンブル等依存症で悩む方が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

4 重点目標

- ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防

指 標	現 状	目 標
フォーラム等への参加者延べ数	67名	参加者数の増
研修会参加事業者数	12か所	400事業所以上

- ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

指 標	現 状	目 標
ギャンブル等依存症に関する相談件数	精保センター：241件 保健所及び市町村：314件 ※令和2年度時点	相談件数の増
医療機関、相談機関の研修会受講機関及び受講者数	医療機関：24か所 受講者数：83名 相談機関：40か所 受講者数：44名 ※令和3年度時点	研修会受講機関及び受講者数の増
専門医療機関及び治療拠点機関の選定	【専門医療機関】 医療機関：5か所 ※第3次（道央・道北）医療圏 【治療拠点機関】 医療機関：1か所	【専門医療機関】 第3次医療圏に1か所以上 【治療拠点機関】 全道に1か所

- ギャンブル等依存症対策の基盤整備

指 標	現 状	目 標
連携会議の設置数	札幌圏（2か所）、南渡島、富良野、十勝、釧路、根室（2か所） ※令和4年3月時点	第2次医療圏に1か所
医療機関、相談機関の研修会受講機関及び受講者数（再掲）	医療機関：24か所 受講者数：83名 相談機関：40か所 受講者数：44名 ※令和3年度時点	研修会受講機関及び受講者数の増

第Ⅲ章 施策体系

	重点目標	施策	取組	検討している取組
発症予防（一次）	ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防	①教育、広報等による普及啓発の推進	○ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発 ○20歳未満の者への普及啓発 ○学校教育等における指導の充実	<u>（新）インターネット投票など「オンラインによるギャンブル」のリスクに関する正しい知識の普及啓発</u> <u>（新）若年者に対するギャンブル等依存症のリスク啓発の取組の推進</u>
		②職場における普及啓発の推進	○職域保健との連携	
進行予防（二次）・再発予防（三次）	ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備	③不適切な誘引の防止（予防）	○関係事業者の自主的な取組 ○関係機関等の連携 ○警察による取組	<u>（新）インターネット投票におけるアクセス制限の強化</u>
		④相談支援	○相談支援体制の充実 ○相談支援従事者の育成	<u>（新）関係機関の連携による相談支援体制の充実等の支援</u>
		⑤医療提供体制の充実	○専門医療機関及び治療拠点機関の整備 ○ギャンブル等依存症に係る医療の質の向上 ○医療連携の推進	
		⑥社会復帰への支援	○ギャンブル等依存症からの回復支援	
		⑦民間団体の活動に対する支援	○自助グループ等との連携促進 ○自助グループ等への支援	
共通	ギャンブル等依存症対策の基盤整備	⑧連携協力体制の構築	○地域における連携協力体制の構築 ○相談支援体制の充実（再掲） ○医療連携の推進（再掲）	
		⑨人材の確保	○職域保健との連携（再掲） ○相談支援従事者の育成（再掲） ○ギャンブル等依存症に係る医療の質の向上（再掲）	
【計画の推進体制】 「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」における取組の成果と課題の検証				

第IV章 推進体制等

1 関連施策等との有機的な連携

- ギャンブル等依存症対策の推進にあたり、関連施策との有機的な連携が図られるよう道関係部局との連絡・調整等を実施
- 国、市町村、保健・医療・福祉・教育・法務・当事者団体・関係事業者等との連携強化

2 推進体制

- 「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」における取組の成果と課題の検証
- 道関係部局で構成する「ギャンブル等依存症対策庁内連絡会議」の開催

3 計画の見直し

- 重点目標の進捗状況を確認し、ギャンブル等依存症対策の効果を評価
- 「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」の意見を聴き、必要がある場合は計画を見直し